

## 政務活動費の透明性の向上に関する決議

政務活動費は、交付を受けた会派が使途基準を遵守するとともに、支出についても住民に対し説明責任をしっかりと果たしていくべきものであり、改めてこのことを強く自覚しなければならない。

町田市議会においても、住民の信頼を得られるよう、適切な手法により政務活動費の透明性のより一層の向上を図っていく必要がある。

よって、町田市議会は政務活動費について、別紙のとおり町田市議会政務活動費使途基準の運用指針を改正し、これまで以上に透明性の向上に向けて取り組む所存である。

以上、決議する。

## 町田市議会政務活動費使途基準の運用指針

この運用指針は、町田市議会政務活動費の交付に関する条例(平成13年3月町田市条例第17号)及び町田市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則(平成13年3月町田市規則第9号)の定めに基づき、各会派の政務活動費に関する事務等の円滑かつ適正な運用を図るため、必要な事項を定めるものとする。

## 1. 使途基準の留意事項

項目	内容	例示	留意事項
調査活動費	会派の行う調査研究活動及び情報収集等のために要する経費	交通費(鉄道賃、船賃、航空賃、バス代、タクシー代)、宿泊費、負担金等、車借上料、燃料費(ガソリン・軽油代)、有料道路通行料、駐車場代等	(1) ～(8)略 (9) 自家用車の燃料費は、2分の1を支出できるものとする。なお、領収書の日付が近くても説明責任を果たせれば充当してよいものとする。  (10) ～(13)略  (14) 駐車場代の支出にあたっては、市外でも説明責任を果たせれば認めるものとする。また、領収書に使用目的(会議、市民相談、現地調査、打ち合わせ、学習会)を簡潔に記入するものとする。  (15) ～(16)略

項目	内容	例示	留意事項								
広報費	会派の調査研究活動、議会活動及び市の施策について市民に報告し、広報するために要する経費	広報紙及び報告書の印刷製本代、郵送料、新聞折込代、意見広告代、インターネットホームページ運営費等	<p>(1) インターネットホームページ運営費(作成・運用・維持・管理)は会派所属議員1人当たり実費の10分の5とし、年額12万円を限度額とする。</p> <p>(2) ～(6)略</p> <p>(7) 任期満了前6カ月以降においても、通常どおり一般選挙を意識した広報紙は作成しないものとする。</p> <p>(8) 広報紙については、按分の場合、印刷製本代・郵送料・新聞折込代を含めるものとする。なお、按分割合は下記別表のとおりとする。</p>								
<p style="text-align: center;">別表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">広報紙の内容</th> <th style="width: 50%;">充当することができる額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>専ら政務活動の場合</td> <td>経費の全額</td> </tr> <tr> <td>専ら政務活動であり、写真やプロフィールの割合が10分の2を超えない場合</td> <td>経費のうち、合理的に説明できる割合又は10分の8を上限とする適切な額</td> </tr> <tr> <td>その他の議員活動(政党活動、後援会活動等)が混在する場合や私的活動(自治会、消防団等での自らの活動等)が混在する場合</td> <td>経費のうち、合理的に説明できる割合又は10分の5を上限とする適切な額</td> </tr> </tbody> </table>				広報紙の内容	充当することができる額	専ら政務活動の場合	経費の全額	専ら政務活動であり、写真やプロフィールの割合が10分の2を超えない場合	経費のうち、合理的に説明できる割合又は10分の8を上限とする適切な額	その他の議員活動(政党活動、後援会活動等)が混在する場合や私的活動(自治会、消防団等での自らの活動等)が混在する場合	経費のうち、合理的に説明できる割合又は10分の5を上限とする適切な額
広報紙の内容	充当することができる額										
専ら政務活動の場合	経費の全額										
専ら政務活動であり、写真やプロフィールの割合が10分の2を超えない場合	経費のうち、合理的に説明できる割合又は10分の8を上限とする適切な額										
その他の議員活動(政党活動、後援会活動等)が混在する場合や私的活動(自治会、消防団等での自らの活動等)が混在する場合	経費のうち、合理的に説明できる割合又は10分の5を上限とする適切な額										
通信運搬費	会派の行う政務活動のために必要な通信運搬に要する経費	電話代、ファクシミリ代等	<p>(1) 通信費(固定電話、携帯電話、ファクシミリ、インターネット回線使用料)については、具体的な使用実態を裏付ける証拠がない場合、2分の1とし、按分後の上限額は、会派所属議員1人当たり年額24万円を限度に支出することができるものとする。なお、携帯電話の購入及び通信に係る費用のうち、2台目以降に要する経費は支出できないものとする。</p> <p>(2) 略</p>								

### 3. 定額・按分の考え方について

#### 1. 実費弁償の原則

政務活動は会派(議員)の自発的な意思に基づき行われるものであることから、政務活動費は、社会通念上妥当な範囲のものであることを前提とした上で、市政に関する調査研究その他の活動に要した費用の実費に充当(実費弁償)することを原則とする。

#### 2. 按分の考え方

略

### 5. 施行期日

この運用指針は、平成19年10月4日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

この運用指針は、平成28年4月1日から施行する。改正後の運用指針の規定は、平成28年4月1日以後に交付される政務活動費から適用し、同日前に交付された政務活動費については、なお従前の例による。

この運用指針は、令和2年4月1日から施行する。改正後の運用指針の規定は、令和2年4月1日以後に交付される政務活動費から適用し、同日前に交付された政務活動費については、なお従前の例による。